

静岡市監査委員協議会運営要領

令和2年3月30日

監査委員決定

改正 令和7年1月9日

1 趣旨

この要領は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）第23条に基づき、監査委員の職務執行に関して協議を行う監査委員協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 会議

- （1）協議会は、定例協議会及び臨時協議会とする。
- （2）定例協議会は、原則として毎月1回開催する。
- （3）臨時協議会は、代表監査委員が必要と認めるとき又は監査委員から要求があったときに開催する。
- （4）協議会の会議は、代表監査委員が招集する。
- （5）代表監査委員は、協議会の会議を招集する場合は、開催の日時、場所及び会議に付する事項を監査委員に通知する。
- （6）（4）及び（5）の規定にかかわらず、緊急その他代表監査委員が必要と認めるときは、持ち回りにより協議会の会議を開催することができる。この場合において、代表監査委員は、次に招集する協議会の会議において、持ち回りにより開催した協議会の会議の結果その他必要と認める事項を報告するものとする。
- （7）協議会の会議は、非公開とする。

3 協議事項

協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）監査等の実施に関すること。
- （2）監査の結果に関する報告、提言、勧告及び審査意見の決定に関すること。
- （3）監査報告等及び措置状況の報告の公表に関すること。
- （4）静岡市監査基準の改廃に関すること。

(5) 包括外部監査人からの協議に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の職務の執行に関し、協議の必要があると認める事項

4 会議録の作成

(1) 代表監査委員は、事務局長に命じて協議会の内容、結果その他必要と認める事項を記載した会議録を作成させるものとする。

(2) 会議録は、議事の概要を記した要点筆記の方法により作成する。

(3) 会議録は、代表監査委員の署名をもって確定する。

5 庶務

協議会の庶務は、監査委員事務局監査第1係が担当する。

6 補則

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表監査委員が協議会に諮って定める。